

～身体障害者手帳交付の流れ～

◎申請

【①診断書様式の取得】

身体障害者診断書を取得していただきます。なお、障がい部位により使用する診断書は異なりますのでご注意ください。

【②指定医師による診断】

医師の診断を受け、①で取得した診断書様式に、ご自身の障がいの程度を記入してもらってください。なお、診断書を書くことができる医師は、身体障害者福祉法により指定されており、下記の URL より検索することができます。

【大阪府身体障害者手帳 指定医師検索システム】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=shiteiishi>

【③高齢・障がい福祉課に申請】

下記必要書類を準備して高石市 高齢・障がい福祉課へ申請してください。

ア. **申請書**（【新規申請書】又は【再交付申請書】）

イ. **顔写真**（縦4 cm×横3 cm）**※申請書には貼り付けないでください。**

ウ. **診断書**

エ. **診断費用助成申請書**（市民税非課税の方のみ。詳しくは下記 **◎文書料の助成**をご覧ください。）

オ. **すでにお持ちの手帳**（再交付の場合のみ）

【④手帳の交付】

書類審査の上、身体障害者手帳を交付します。**通常1～3か月程度お時間をいただきます。**なお、診断書の内容に記載漏れや誤りがある場合はさらに時間を要しますのでご了承ください。手帳が出来上がりましたら、お電話にてご連絡のうえ、郵送いたします。

◎文書料の助成

申請者の世帯の生計中心者の前年の市民税が非課税の方（ただし、生活保護法に基づく被保護者世帯に属する者を除く）を対象に、診断書の文書料を助成します。

下記の必要なものを準備して高石市 高齢・障がい福祉課へ申請してください。

ア. **高石市手帳診断費用助成申請書**

イ. **印鑑**

ウ. **領収書原本**（診断書の文書料がわかるもの）

エ. **本人名義の銀行の通帳**（振込先口座情報がわかるもの）

◎障がい者医療費助成制度

障がい者医療費助成制度とは、障がい者（児）等の方が健康保険証などを使って病院・薬局等を利用した際に保険適用の医療費の一部を公費で助成する制度です。

助成は原則として申請があった月の初日から適用しますので、申請日にご注意ください。※ただし、手帳交付日などを超えて遡及することはできません。

本制度の対象要件は下記のとおりです。対象要件に該当する可能性が事前に分かる場合、障害者手帳取得前でも仮申請が可能です。

※入院等により申請書の提出が難しい場合は別途お電話等でご相談ください。

該当区分	所得制限
身体障害者手帳 1、2 級所持者	◆ 本人所得：単身の場合 4, 721 千円
療育手帳所持者	扶養親族 1 人増 38 万円加算
精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	
重度の難病患者 ※特定疾患の受給者証を有し、かつ障害年金 (または特別児童扶養手当) 1 級該当者	◆ 障害基礎年金 (全部支給停止) の所得基準

◎様式の取得方法

診断書・申請書等の様式の取得方法は下記の 2 通りです。

1. 市役所窓口にて取得

高齢・障がい福祉課にてお渡しします。

2. 高石市 HP より取得

本市 HP にも掲載しておりますので、ぜひご利用ください。下記の URL よりアクセスできます。

【身体障害者手帳 高石市公式 HP】

http://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/koureisyougai/syougaisyafukushi/syougaisya_techo.html

〒592-8585 高石市加茂 4-1-1
高石市 保健福祉部 高齢・障がい福祉課
TEL 072-275-6294
FAX 072-265-3100
mail syougai-fukushi@city.takaishi.lg.jp